

1 趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第2次一括法)による「社会福祉法」の一部改正により、社会福祉法に基づく社会福祉法人の認可、指導監査等の権限が兵庫県から本市に移譲されるが、処理件数が少なく、指導監督体制の確保や人材育成に一定期間を要するので、事務を兵庫県に委託することについて、規約をもって協議するために、地方自治法第252条の14第3項の規定により市議会の議決を求めるもの。

2 移譲される事務(兵庫県で処理実績のあるもの)

- ① 法人の設立認可
- ② 仮理事の選任
- ③ 定款変更の認可又は届出の受理
- ④ 法人の合併の認可
- ⑤ 法人の指導監査
- ⑥ 現況報告書の受理
- ⑦ 社会福祉法人台帳の整備
- ⑧ 基本財産の処分又は担保提供の承認

3 事務委託制度

(1) 根拠法令

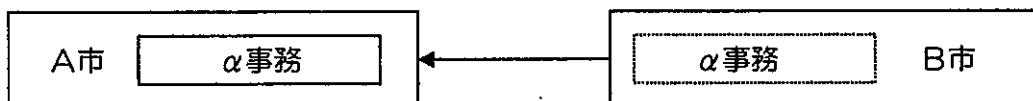
地方自治法第252条の14～第252条の16

(2) 目的・効果

事務の委託は、地方公共団体の事務の一部の管理及び執行を、他の地方公共団体に委ねることにより行政運営の効率化・合理化を図る制度

事務を受託した地方公共団体が受託事務の範囲において自己の事務として処理することにより、受託した地方公共団体が、自ら当該事務を管理及び執行した場合と同様の効果が生じる。当該事務についての法令上の責任は、受託した地方公共団体に帰属することとなるので、委託した地方公共団体は、委託の範囲内において、委託した事務の執行及び管理する権限を失うことになる。

委託事務に要する経費は、すべて、委託した地方公共団体が受託した地方公共団体に対する委託経費として予算に計上する。その経費の支弁の方法は規約で定める。



4 事務委託手続

事務を他の地方公共団体に委託する場合の手続については、協議会を設置する場合と同様の規定を準用することとされている。(法第 252 条の 14③)

したがって、関係地方公共団体において事実上の協議を行った上で、それぞれの議会の議決を経て行う協議により規約を定め、事務を委託した旨及びその規約を告示するとともに、都道府県が当事者となる場合には総務大臣に、それ以外の場合には知事に届け出なければならない。(法第 252 条の 2②及び③準用)

